

## 北海道告示第11332号

令和5年北海道告示第10850号により定めた檜山海区漁場計画を変更するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同条第6項の規定により当該檜山海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和5年9月29日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 檜山海区漁場計画の変更の内容

次のとおり

### 2 漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた檜山海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

次のとおり

### 3 漁場図

次のとおり

### 4 変更後の檜山海区漁場計画1の(40)から(68)に係る漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和6年1月1日

(2) 申請期間 令和5年10月2日から令和5年11月1日 午後5時まで

（「次のとおり」は省略し、その関係書類及び図面を北海道水産林務部水産局漁業管理課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.htm>）において縦覧に供する。）